

3 令和元年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(7) 令和元年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(56件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 199	駐車整理票に個人情報を記載 させることが個人情報保護条 例に違反しないとする法的根 拠等が明記された文書	17.9.25	17.10.11	不存在		知事 (総務室)	17.10.16	18.2.14	29.8.8	原処分妥当	<u>元.12.3</u>	答申どおり (棄却)
(情) 207	自家用車等により県庁に出張 した県職員の県庁外来者駐車 場利用に関する記録(旅行命令 簿等)	18.2.26	18.3.14	不存在		知事 (総務室)	18.4.2	18.5.10	29.12.8	認容	<u>元.7.24</u>	答申どおり (認容)
(情) 218	特定日付け決定書において字 句を変更した理由及びその法 的根拠	18.7.23	18.8.8	不存在		知事 (総務室)	18.8.20	18.9.15	30.6.19	原処分妥当	<u>元.9.25</u>	答申どおり (棄却)
(情) 227	砂防設備占用許可申請書が提 出されていない橋について、橋 を架ける必然性の判断等が記 録されている文書等	16.7.4	16.8.27	部分開示	第2号	知事 (砂防室)	16.10.31	18.11.24	30.7.27	一部認容	<u>元.10.1</u>	答申どおり (一部 認容)
(情) 228	特定期間に提起された不服申 立てについて、広島県情報公 開・個人情報保護審査会に諮問 しなかった開示決定等の全て	18.9.24	18.10.31	不存在		知事 (東広島地域事 務所建設局竹原 支局)	18.11.5	18.11.27	<u>元.11.1</u>	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
	の事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など											
(情) 231	県庁外来者駐車場を勤務時間外に使用した特定職員に対する注意処分を記録した文書ほか	18.11.5	18.11.21	不存在		知事 (総務室)	18.12.3	18.12.26	29.12.8	原処分妥当	<u>元.12.3</u>	答申どおり (棄却)
(情) 242	自家用車通勤している職員からの職員駐車場使用料の徴収に関する文書	19.1.8	19.1.29	不存在		知事 (総務室)	19.2.18	19.3.5	29.12.8	原処分妥当	<u>元.12.3</u>	答申どおり (棄却)
(情) 243	新聞等仕分け棚に置かれた封書等に係る危機管理についての部内規定	19.1.4	19.1.30	不存在		知事 (総務室)	19.2.18	19.3.5	30.6.19	原処分妥当	<u>元.11.19</u>	答申どおり (棄却)
(情) 251	広島県情報公開・個人情報保護審査会に速やかに諮問しないことを決定した理由及び根拠が明記されている文書	17.5.8	17.5.23	不存在		知事 (砂防室)	17.6.4	19.3.26	<u>2.1.16</u>	原処分妥当	<u>2.3.31</u>	答申どおり (棄却)
(情) 261	特定期間に提起された不服申立てについて、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など	18.9.24	18.10.31	不存在		知事 (行政情報室)	18.11.5	19.4.27	<u>2.1.16</u>	原処分妥当	<u>2.6.25</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 273	自己情報不訂正決定通知書及び自己情報訂正決定期間延長通知書に係る起案文書	19. 2. 27	19. 3. 13	部分開示	第 2 号	知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	19. 4. 15	19. 6. 15	<u>元. 7. 5</u>	原処分妥当		
(情) 282	名刺入れ専用箱を設置し、特定の状態にあることを、広島県の各部書が容認している根拠が記述されている文書	19. 3. 18	19. 3. 30	不存在		知事 (行政情報室)	19. 4. 22	19. 7. 26	30. 7. 30	原処分妥当	<u>元. 10. 7</u>	答申どおり (棄却)
(情) 283	特定日の決定期間延長通知書の行政文書の件名欄の表記を決定した経緯や根拠等が記載されている文書	19. 6. 17	19. 7. 2	不存在		知事 (行政情報室)	19. 7. 8	19. 7. 26	30. 7. 30	原処分妥当	<u>元. 10. 7</u>	答申どおり (棄却)
(情) 284	特定日の行政文書開示請求書の補正に記載された内容を記述する根拠となった具体的な事実や法令などを確認した記録が記載されている行政文書	19. 6. 24	19. 7. 9	不存在		知事 (行政情報室)	19. 7. 16	19. 7. 26	30. 7. 30	原処分妥当	<u>元. 10. 7</u>	答申どおり (棄却)
(情) 303	平成 18 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る文書	19. 7. 22	19. 8. 6	不存在		知事 (行政情報室)	19. 8. 19	19. 9. 27	30. 10. 25	原処分妥当	<u>元. 8. 5</u>	答申どおり (棄却)
(情) 313	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由、BOXカルバート方式を採用していない理由が分かる文書	19. 10. 30	19. 11. 12	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局)	19. 11. 18	19. 12. 11	31. 3. 1	原処分妥当	<u>2. 3. 19</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 324	行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を配達記録郵便扱いとしている部内規程及びその根拠	19.10.30	19.11.12	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.21	2.1.10	原処分妥当		
(情) 339	行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を東広島地域事務所建設局が配達記録扱いとせず、通常郵便扱いとした根拠等が記載されている決裁文書などの行政文書	19.12.28 20.1.20	20.1.16 20.2.5	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.21	2.1.10	原処分妥当		
(情) 341	行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を東広島地域事務所建設局竹原支局が配達記録扱いとした根拠が記載されている規程又は決裁文書などの行政文書	19.12.10 19.12.24 19.12.28 20.1.4 20.1.20	19.12.21 20.1.8 20.1.18 20.1.29 20.1.31	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.27	2.1.10	原処分妥当		
(情) 345	東広島地域事務所建設局竹原支局長名による通知書の発送方法を普通郵便扱いとした根拠が記載されている規定又は決裁文書などの行政文書	20.1.26	20.1.31	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.27	2.1.10	原処分妥当		
(情) 360	文書の発送方法を配達記録とせず、普通郵便扱いとした根拠が記載されている規程及び決裁文書	20.1.14	20.1.29	不存在		知事 (行政情報室)	20.2.17	20.5.30	元.10.18	原処分妥当	2.6.26	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 363	平成 19 年度情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況に 係る文書	20. 4. 27	20. 5. 12	不存在		知事 (行政情報室)	20. 5. 18	20. 5. 30	30. 10. 25	原処分妥当	<u>元. 8. 5</u>	答申どおり (棄却)
(情) 381	行政文書開示請求に関する郵便 物の発送方法を配達記録扱いと した根拠が記録されている規程 又は文書	19. 12. 28 20. 1. 14 20. 1. 14 20. 1. 20	20. 1. 16 20. 1. 29 20. 1. 29 20. 2. 5	不存在		知事 (道路河川総務 室)	20. 2. 17	20. 7. 14	<u>2. 1. 10</u>	原処分妥当	<u>2. 3. 3</u>	答申どおり (棄却)
(情) 439	特定期間に提起された不服申立 てについて、広島県情報公開・ 個人情報保護審査会に諮問しな かった開示決定等の全ての事案 に関する経緯等が記録されてい る決裁文書など	18. 9. 24	19. 10. 31	不存在		知事 (砂防室，道路 河川管理室)	18. 11. 5	21. 2. 23	<u>2. 1. 16</u>	原処分妥当	<u>2. 3. 31</u>	答申どおり (棄却)
(情) 496	広島県庁の職員駐車場を休日に 利用した知事部局に所属する職 員に係る時間外勤務命令簿	21. 3. 31	21. 4. 14	不存在		知事 (行政情報室)	21. 5. 31	21. 9. 30	<u>元. 6. 3</u>	一部認容	2. 6. 25	
(情) 497	・職員駐車場の利用承認に関す る決裁文書及び職員駐車場鍵受 払簿 ・休日に広島県庁職員用駐車場 に自動車などを駐車したこと に起因する使用料の徴収額を記録 している文書	21. 3. 31	21. 4. 14	部分開示 不存在	第 2 号	知事 (総務課)	21. 5. 31	21. 9. 30	<u>元. 6. 3</u>	認容 原処分妥当		
(情) 509	特定期間に提起された不服申立 てについて、広島県情報公開・ 個人情報保護審査会に諮問しな	18. 9. 24	18. 10. 31	不存在		知事 (東部建設事務 所)	18. 11. 5	21. 11. 9	<u>2. 1. 16</u>	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
	かった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など											
(情) 510	駐車整理票に「利用者名」を記載させることが「強制」であると明記されている文書及びその根拠となる規定	21. 7. 14	21. 7. 28	不存在		知事 (総務課室)	21. 9. 6	21. 11. 12	31. 4. 3	原処分妥当		
(情) 511	・ 駐車整理票の利用者名又は連絡先の電話番号を活用して利用者へ連絡したことが記録されている文書等すべて ・ 駐車場等管理日誌及び委託事業実施報告書 ・ 駐車場管理日誌及び委託事業実施報告書を作成又は保存しなくなった場合は、その時期や理由が分かる文書及び作成されていた内容を記録したもの	21. 7. 21	21. 8. 4	不存在		知事 (総務課)	21. 9. 6	21. 11. 12	31. 4. 3	原処分妥当		
(情) 512	外来者駐車場の目的外利用の疑いに関する事実関係を把握し、それに対応した具体的な内容などを記録している文書のすべて	21. 7. 21	21. 8. . 4	不存在		知事 (総務課)	21. 9. 6	21. 11. 12	31. 4. 3	原処分妥当		
(情) 523	砂防指定地内行為の概要、ボックスカルバートの選定理由を記載した文書	21. 8. 17	21. 10. 19	開示		知事 (西部建設事務所東広島支所)	21. 11. 23	22. 1. 13	31. 3. 1	原処分妥当	2. 3. 19	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 531	行政文書部分開示決定通知書により部分開示された文書に記載されている「合理性」について、具体的な根拠やその実例などを記載している文書	21. 11. 24	21. 12. 7	不存在		知事 (総務課)	21. 12. 20	22. 3. 9	31.4.3	原処分妥当		
(情) 537	特定車両が「翌朝まで駐車し続けていた事実」を単なる「夜遅くまで」という表現にして、審査会の委員へ説明したことが適法かつ適正な行政（判断）行為であることが記載されている文書	22. 1. 6	22. 1. 19	不存在		知事 (総務課)	22. 3. 14	22. 5. 26	31.4.3	原処分妥当		
(情) 538	・車台番号が必要なことを隠匿し、異議決定を行ったことが適正な行政判断であることが記録されている文書 ・自動車登録番号を不開示とする処分を行っていることが、広島県情報公開条例等の規定を遵守する適正な行政判断であると記載されている文書	22. 1. 26	22. 2. 85	不存在		知事 (総務課)	22. 3. 22	22. 5. 26	2.2.27	原処分妥当		
(情) 558	駐車場管理日誌及び駐車整理票	22. 5. 12 22. 6. 22	27. 7. 6	部分開示 不存在	第2号	知事 (砂防課)	22. 8. 22	22. 11. 8	2.3.3	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 569	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由、BOXカルバートに付加した管理部分の状況について記載されている行政文書	22.9.13	22.11.12	開示		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.1.4	23.2.2	31.3.1	認容	<u>2.3.19</u>	認容
(情) 570	BOXカルバート設置箇所が砂防設備概要図に記載していない理由が分かる行政文書	22.9.13	22.11.12	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.1.4	23.2.2	31.3.1	原処分妥当	<u>2.3.19</u>	答申どおり (棄却)
(情) 599	駐車場等管理日誌及び駐車整理票	22.7.12 22.7.20 22.8.3 22.8.23	22.9.6 22.9.10 22.9.27 22.10.18	部分開示 /不存在	第2号	知事 (総務課)	22.11.1	23.3.7	<u>2.3.3</u>	原処分妥当		
23 (情) 1	特定の部署においては特定記録（配達記録）扱いで発送し、それ以外の各部署では普通郵便扱いで発送するという判断がそれぞれ適正なものであるという根拠が記載されている文書	23.3.22	23.3.29	不存在		知事 (総務課)	23.4.4	23.4.13	<u>元.10.18</u>	原処分妥当	2.4.8	答申どおり (棄却)
23 (情) 75	特定の部署が発送した開示決定等に関する文書に係るそれぞれの実績（発送日、郵便料金、郵送区分等）及び特定記録などの郵送区分を判断することについてそれを承認した事実が確認できる文書	23.11.7	23.11.9	不存在		知事 (総務課)	23.12.5	23.12.8	<u>元.10.18</u>	原処分妥当	2.4.8	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
30 (情) 6	特定日の告発状等に関する，内部の意思形成過程・経緯・合意形成過程のわかる資料	30.3.6	30.3.29	存否応答 拒否		警察本部長	30.5.17	30.8.31	31.3.15	原処分妥当	<u>元.8.21</u>	答申どおり (棄却)
30 (情) 7	知事の公職選挙法違反に関する本人の発言，説明に関する全ての文書	30.5.23	30.6.11	不存在		知事 (総務課)	30.6.18	30.8.28	30.12.27	原処分妥当	<u>元.10.30</u>	答申どおり (棄却)
30 (情) 8	知事の公職選挙法違反に関する本人の発言，説明に関する全ての文書	30.6.5	30.6.14	不存在		選挙管理委員会	30.6.18	30.8.29	30.12.27	原処分妥当	<u>元.11.14</u>	答申どおり (棄却)
30 (情) 9	特定日の旅行命令(依頼)簿(支出負担行為整理書(兼)支出調書	30.2.10	30.2.22	部分開示	第2号 第6号	県警本部長	30.5.9	30.9.4	31.3.15	認容	<u>31.4.15</u>	答申どおり (認容)
30 (情) 10	県内の公立学校に関する体罰事故報告書	29.7.4	29.8.4	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	29.8.30	30.9.27	<u>元.7.30</u>	一部認容	<u>元.10.1</u>	答申どおり (一部 認容)
30 (情) 11	虐待として処理されなかった場合，その案件の処理理由，どのように処理されたかに関する文書	30.4.19	30.5.17	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (こども家庭 課)	30.7.7	30.10.17	<u>元.9.3</u>	一部認容	<u>2.7.15</u>	
30 (情) 12	弔慰金が支給された理由がわかる文書	30.3.16	30.3.30	存否応答 拒否		知事 (地域福祉課)	30.6.6	30.12.25	<u>元.8.1</u>	原処分妥当	<u>元.10.8</u>	答申どおり (棄却)
30 (情) 13	弔慰金が支給された理由がわかる文書	30.3.16	30.3.29	不存在		知事 (東部厚生環境 事務所福山支所)	30.6.6	30.12.28	<u>元.8.1</u>	原処分妥当	<u>元.10.8</u>	答申ど おり (棄却)
30(情) 14	特定日の勤務日誌(警ら用無線自動車用)	30.11.7	30.11.19	部分開示	第2号 第4号 第6号	県警本部長	30.11.28	31.3.7	<u>元.11.5</u>	原処分妥当	<u>元.12.25</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
31(情) 1	高速5号線シールドトンネル工 事における見積書及び工事費内 訳書	30.10.30	30.11.13	部分開示	第3号	高速道路公社	30.11.27	31.4.19	<u>2.3.31</u>	原処分妥当	2.5.25	答申どおり (棄却)
01(情) 2	特定期間に、県庁職員による斜 め横断につき知事及び人事課・ 総務課が検討及び発言したこと が分かる全ての文書	31.1.24	31.2.6	不存在		知事 (人事課)	31.2.8	元.5.7	<u>元.11.26</u>	原処分妥当		
01(情) 3	様式2(急)基礎調査調書(1/4) の「地質の状況」欄記載の数値 (土質定数を除く)で実測しな ければ分からない値を記載した 同調書(1/4)の例	元.5.25	元.6.10	不存在		知事 (土砂法指定推 進担当)	元.6.12	元.7.22	<u>2.2.12</u>	原処分妥当	2.7.21	答申どおり (棄却)
—	特定日における教育長の公務の 全てが解る文書	29.6.23	29.7.20	却下		教育委員会	29.7.25	—	—	—	<u>元.9.13</u>	棄却

(イ) 令和元年度中に諮問の取下げがあったもの (1件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(情) 7	広島水道用水供給事業二期トンネル整備工事 (海田～矢野工区) 予定価格の算出根拠	29.9.13	29.9.28	部分開示	第3号	公営企業管理者	29.10.10	29.12.18	(31.4.8 審査請求取り下げ) 31.4.11 諮問取り下げ			

(ウ) 令和元年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (11 件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
31(情) 1 (再掲)	高速5号線シールドトンネル工事における見積書及び工事費内訳書	30.10.30	30.11.13	部分開示	第3号	広島高速道路公社	30.11.27	<u>31.4.19</u>	<u>2.3.31</u>	原処分妥当	2.5.25	答申どおり (棄却)
01(情) 2 (再掲)	特定期間に、県庁職員による斜め横断につき知事及び人事課・総務課が検討及び発言したことが分かる全ての文書	31.1.24	31.2.6	不存在		知事 (人事課)	31.2.8	<u>元.5.7</u>	<u>元.11.26</u>	原処分妥当		
01(情) 3 (再掲)	様式2(急)基礎調査調書(1/4)の「地質の状況」欄記載の数値(土質定数を除く)で実測しなければ分からない値を記載した同調書(1/4)の例	元.5.25	元.6.10	不存在		知事 (土砂法指定推進担当)	元.6.12	<u>元.7.22</u>	<u>2.2.12</u>	原処分妥当	2.7.21	答申どおり (棄却)
01(情) 4	特定日に広島弁護士会から当庁に提出された広島県行政書士会会員に係る措置請求書及びこの請求に関する提出資料一切	30.12.26	31.1.18	部分開示	第2号 第3号 第5号	知事 (総務課)	31.2.12	<u>元.9.11</u>	2.4.7	原処分妥当		
01(情) 5	情報公開グループ職員等の起草した全文書	元.5.10	元.5.27	不開示 (形式上の不備)		知事 (総務課)	元.7.29	<u>元.10.7</u>	2.7.22	原処分妥当		
01(情) 6	特定日及び特定場所で発生した普通乗用自動車と普通自動車二輪者の事故に係る物件事務報告書	31.3.28	31.4.11	部分開示	第2号 第4号 第6号	警察本部長	元.7.12	<u>元.10.9</u>	2.4.8	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
01(情) 7	廿日市警察署と廿日市市との間の何らかの「合意事項」又は「取決め」に基づく文書	31. 3. 26	31. 4. 26	不存在		県警本部長	元. 7. 24	<u>元. 10. 23</u>				
01(情) 8	広島県職員による庁舎と市民病院庁舎と県警察本部間の斜め横断が改善したこと事実及び検討がされたすべての文書	元. 5. 10	元. 5. 21	不存在		知事 (総務課)	元. 7. 29	<u>元. 10. 31</u>				
01(情) 9	特定日の広島県警察本部長車の運転日誌	元. 6. 28	元. 7. 5	不存在		県警本部長	元. 7. 29	<u>元. 11. 13</u>				
01(情) 10	総務局長が起案した文書	元. 5. 10	元. 7. 10	不存在		知事 (人事課)	元. 7. 29	<u>元. 12. 4</u>				
01(情) 11	厳島港宮島口地区旅客ターミナル設計プロポーザルコンペ応募作品	元. 8. 22	元. 10. 16	不開示	第3号	知事 (営繕課)	元. 11. 12	<u>2. 1. 22</u>				

(I) 令和元年度中に審査請求の取下げがあったもの（2件）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(情) 7 (再掲)	広島水道用水供給事業二期トンネル整備工事（海田～矢野工区）予定価格の算出根拠	29.9.13	29.9.28	部分開示	第3号	公営企業管理者	29.10.10	29.12.18	31.4.8 審査請求取下げ (31.4.11 諮問取下げ)			
—	国家公安委員長と広島県警察との間で作成收受された文書	元.11.11	元.11.21	不存在		県警本部長	元.12.9	2.2.17 審査請求取下げ				

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第10条

第1号（法令秘情報）、第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）、第4号（犯罪の予防・捜査等情報）、第5号（審議、検討、協議等に関する情報）、第6号（行政執行情報）、第7号（任意に提供された情報）

(2) 保有個人情報開示請求に係るもの

(7) 令和元年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの（16件）

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名（略称）	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(個)9	異議申立人が提起した異議申立事案を広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した文書など	18.10.11	18.10.31	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	18.11.5	18.11.27	<u>元.11.1</u>	原処分妥当		
(個)10	広島県知事宛てに提出した苦情申立書に関して行った具体的な措置の記録	18.12.7	19.1.5	不訂正		知事 (総務室)	19.1.14	19.2.1	<u>元.7.5</u>	原処分妥当		
(個)11	聞取事項報告書の全ての記録	18.12.7	19.2.8	不訂正		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	19.2.25	19.4.2	<u>元.7.5</u>	原処分妥当		
(個)13	異議申立人が提起した異議申立事案を広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した文書など	18.10.11	18.10.25	不存在		知事 (行政情報室)	18.11.5	19.4.27	<u>2.1.16</u>	原処分妥当	2.6.25	答申どおり (棄却)
(個)14	広島県情報公開・個人情報保護審査会宛てに提出した質問書に関して行った具体的な措置の記録	18.12.7	19.1.5	不訂正		知事 (行政情報室)	19.1.14	19.4.27	<u>元.7.5</u>	原処分妥当	2.6.26	答申どおり (棄却)
(個)22	異議申立人が提起した異議申立事案を広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しないことを	18.10.11	18.10.25	不存在		知事 (砂防室, 道路河川管)	18.11.5	21.10.13	<u>2.1.16</u>	原処分妥当	<u>2.3.31</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
	決定した法的根拠などを明記した文書など					理室)						
(個)23	広島県知事に対して提出された苦情申立書に対する措置が記録された文書	18.12.27	19.1.25	不訂正		知事（砂防室、道路河川管理室）	19.1.28	21.10.13	<u>元.7.5</u>	原処分妥当	<u>2.2.26</u>	答申どおり (棄却)
30(個) 1	特定日に知事が行った精神障害者福祉法に基づく入院措置に関する一切の文書	29.10.29	29.11.24	部分開示	第3号 第7号	知事 (〇〇保健所)	30.1.4	30.4.26	31.1.23	一部認容	<u>元.10.25</u>	答申どおり (一部認容)
30(個) 2	公務災害認定請求書	30.2.19	30.3.2	部分開示	第6号	教育委員会	30.4.9	30.8.1	<u>31.4.3</u>	原処分妥当	<u>元.5.31</u>	答申どおり (棄却)
30(個) 3	公務災害認定請求書	30.2.19	30.3.2	部分開示	第6号	教育委員会	30.4.9	30.8.1	<u>31.4.3</u>	原処分妥当	<u>元.5.31</u>	答申どおり (棄却)
30(個) 4	精神疾患等の公務起因性判断のための調査票等	30.2.26	30.3.9	部分開示	第6号	教育委員会	30.4.10	30.8.1	<u>31.4.3</u>	一部認容	<u>元.5.31</u>	答申どおり (一部認容)
30(個) 5	特定日の学級経営案	30.3.14	30.3.22	部分開示	第6号	教育委員会	30.4.10	30.8.16	<u>31.4.3</u>	一部認容	<u>元.5.31</u>	答申どおり (一部認容)
30(個) 6	特定日付け告訴・告発事件相談受理票等	30.3.6	30.3.29	部分開示	第3号 第5号 第7号	県警本部長	30.5.17	30.8.31	31.3.15	原処分妥当	<u>元.8.21</u>	答申どおり (棄却)
30(個) 7	特定事案に関する広島県情報公開・個人情報保護審査会における質疑応答状況に関する文書	30.4.3	30.5.30	部分開示	第1号 第3号 第6号 第7号	県警本部長	30.6.12	30.9.12	<u>元.9.6</u>	原処分妥当	<u>元.12.25</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
30(個) 8	特定施設で起きた医療ミスに対する資料全部など	30.5.9	30.6.21	部分開示	第3号 第6号	知事 (〇〇こども家庭センター)	30.7.7	30.9.14	<u>元.12.2</u>	一部認容	2.5.7	答申どおり (一部認容)
01(個) 3	広島県がマツダに対し支出しているすべての金額及びその他の文書を私が請求したことがわかる文書	元.5.10	元.5.24	不存在		知事 (総務課)	元.7.29	元.10.7	<u>2.2.12</u>	原処分妥当	2.6.12	答申どおり (棄却)

(イ) 令和元年度中に諮問の取下げがあったもの (0件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

(ウ) 令和元年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの（6件）

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名（略称）	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
01(個) 1	DV 及び児童虐待を認定した意見書の類, それに関する付属資料一式	元. 5. 14	元. 5. 27	存否応答 拒否		知事 (〇〇こども 家庭センター)	元. 6. 12	<u>元. 8. 29</u>	2. 7. 22	原処分妥当		
01(個) 2	DV 及び児童虐待を認定した意見書の類, それに関する付属資料一式	元. 5. 13	元. 5. 27	存否応答 拒否		警察本部長	元. 6. 12	<u>元. 9. 4</u>	2. 7. 22	原処分妥当		
01(個) 3 (再掲)	広島県がマツダに対し支出しているすべての金額及びその他の文書を私が請求したことがわかる文書	元. 5. 10	元. 5. 24	不存在		知事 (総務課)	元. 7. 29	<u>元. 10. 7</u>	<u>2. 2. 12</u>	原処分妥当	2. 6. 12	答申どおり (棄却)
01(個) 4	広島県災害見舞金要綱第7条別紙様式にしたがって, 広島県知事に対し(災害名)による被害者について(報告)	31. 3. 29	31. 4. 8	不存在		知事 (地域支え あい担当)	元. 7. 8	<u>元. 10. 21</u>				
01(個) 5	広島県災害見舞金要綱第7条別紙様式にしたがって, 広島県知事に対し(災害名)による被害者について(報告)	31. 3. 29	31. 4. 8	不存在		知事 (東部厚生環 境事務所)	元. 7. 8	<u>元. 10. 21</u>				
01(個) 6	特定期間の広島県医療安全支援センターの相談記録	31. 3. 29	31. 4. 11	部分開示	第3号 第4号 第7号	知事 (医務課)	31. 4. 23	<u>2. 1. 31</u>				

(I) 令和元年度中に審査請求の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第 14 条

第 1 号 (法令秘情報), 第 2 号 (開示請求者本人の情報), 第 3 号 (開示請求者以外の個人情報), 第 4 号 (事業活動情報), 第 5 号 (犯罪の予防・捜査等情報)
第 6 号 (審議, 検討, 協議等に関する情報), 第 7 号 (行政執行情報), 第 8 号 (任意に提供された情報)